



出水期を前に堤防や水防資材の合同点検を実施します

手取川及び梯川では、6月15日から出水期を迎えています。出水期に水防関係者間で重要水防箇所や水防資材についての情報を共有し、洪水時における水防活動の連携強化を図るため、「重要水防箇所」及び「水防倉庫」の合同パトロールを下記のとおり実施します。

記

- 点検日：平成30年6月6日（水）AM：手取川，PM：梯川
- 点検スケジュール（抜粋）

■手取川（8機関29名参加予定）	■梯川（6機関23名参加予定）
9:00 小姫公園（手取川出張所隣）集合	13:15 小松出張所 集合
10:10 天狗橋右岸上流（巡視No.3） ・鶴来水位流量観測所 他	14:45 鴨浦橋下流（巡視No.5） ・埴田水位流量観測所 他
12:00 手取川出張所（小姫公園）解散	16:45 小松出張所 解散

※ 詳細な場所及び時間（予定）は、別紙のルート図をご参照下さい。
- 点検対象：国土交通省が管理している区間内にある「重要水防箇所」及び「水防倉庫」のうち、特に重要な箇所。
- 参加機関：「手取川・梯川・石川海岸水防連絡会」の各関係機関（計9機関）石川県，小松市，白山市，能美市，野々市市，川北町，北陸電力㈱，金沢地方气象台，金沢河川国道事務所

参考）出水期について

- ・手取川：6月15日～10月15日
- ・梯川：6月15日～9月30日



平成29年度のパトロール状況

金沢河川国道事務所
ホームページ



お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所
 調査第一課長 うきた ひろふみ 浮田 博文 076-264-9910（調査第一課 直通）

参 考 資 料

○ 水防とは

洪水等がおきたとき、人命や財産を守るため、その地域に住んでいる人々がさまざまな技術で被害を最小限に食い止めようと活動することを水防活動といいます。水防活動は、みずからの地域をみずからの手で守るという基本的な考えをもとに昔から実施されています。

○ 水防法とは

昭和24年制定。カスリーン台風等により、大水害をもたらしたことから、水防の重要性が認識されたため施行されました。水防法は、水防に関する基本法であり、洪水又は高潮に対して、水災を警戒し、水害を防ぐ及び被害を軽減して公共の安全を保持することを目的としています。

○ 手取川と梯川の重要水防箇所

手取川・梯川直轄管理区間を管理する国土交通省において定め、市町及び石川県の水防計画に反映し、地域防災に用いられています。出水時には、地元の水防管理団体（手取川水防事務組合、小松市）がこれらの「重要水防箇所」の巡視・点検を行うなど水防活動に当たります。



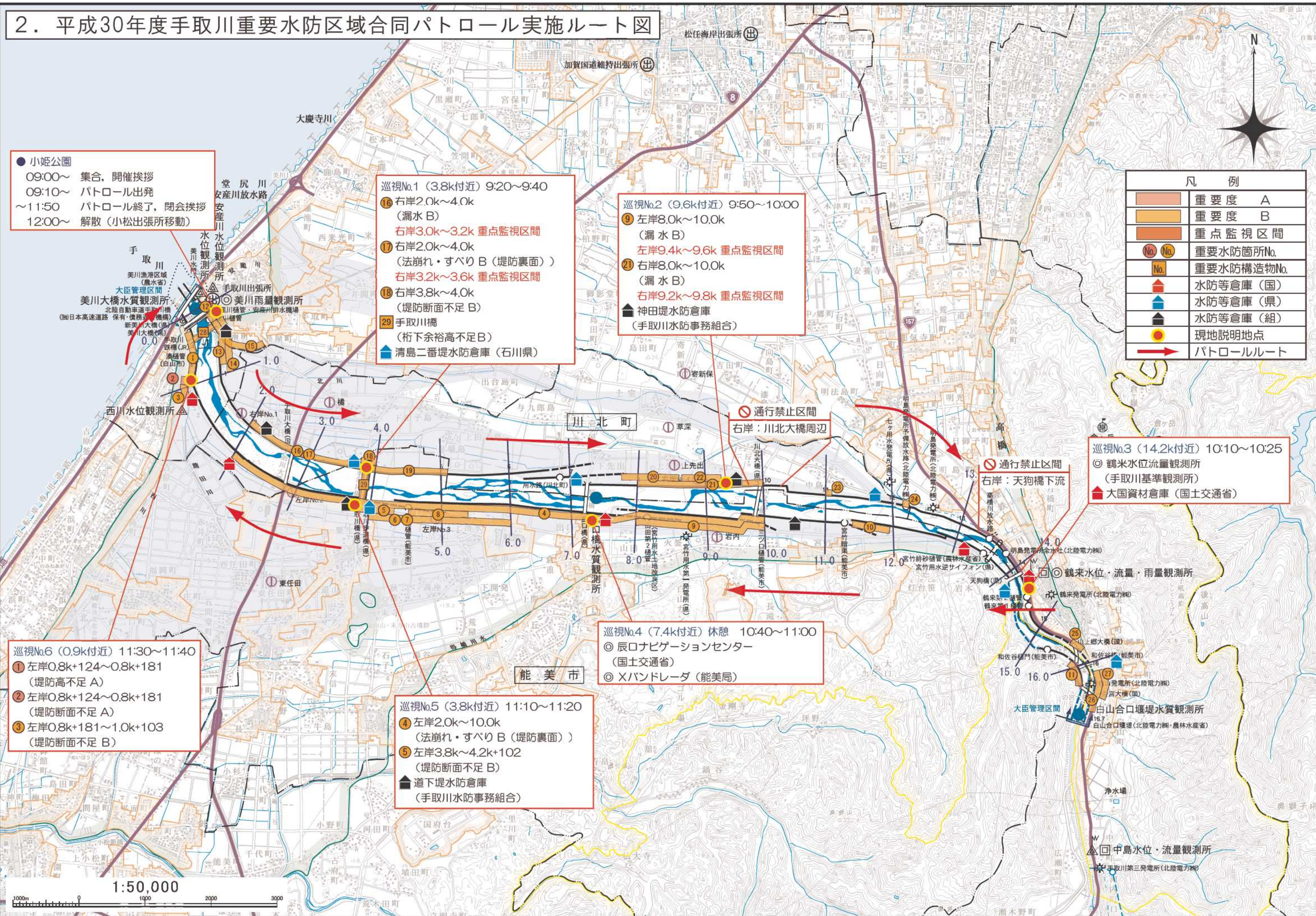
重要水防箇所とは・・・

「重要水防箇所」とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所をいいます。

重要水防箇所には、**A:水防上最も重要な区間**、**B:水防上重要な区間**、**要注意区間**の3ランクがあり、堤防の高さや洪水流下のための断面、堤防からの漏水等の観点から指定されます。

堤 防 高 Aランク・・・計画高水流量規模の水位が現況の堤防高を超える箇所。 Bランク・・・計画高水流量の水位と現況の堤防高との差が、計画の余裕高に満たない箇所。 	水衝・洗掘 Aランク・・・堤防前面の河床が深掘れしている、橋脚の取り付け部等が破損している箇所等のうち、何らかの対策もとられていない箇所。 Bランク・・・堤防前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているものの、その対策がとられていない箇所。
堤防断面 Aランク・・・計画堤防断面の1/2に満たない箇所、あるいは現況の堤防天端幅が計画で定めた天端幅の1/2に満たない箇所。 Bランク・・・計画堤防断面に不足しているが1/2以上確保されている箇所。 	工 作 物 Aランク・・・改善措置が必要な河川工作物（堰、橋梁、樋管等）が設置されている箇所、または河川を横断する構造物の桁下が、計画で定められている流量が流れたときの河川水位よりも低い箇所。 Bランク・・・河川を横断する構造物の桁下高と、計画で定められている流量が流れたときの差が、計画の余裕高に満たない箇所。
法崩れ・すべり Aランク・・・法崩れまたはすべりの実績があり、その対策がとられていない箇所。 Bランク・・・法崩れまたはすべりの実績があり、その対策が暫定的にとられている箇所。また地盤の土質等から法崩れ、すべりが発生する恐れがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	工事施工 要 注 意・・・出水期間中に堤防工事等を行う箇所。
漏 水 Aランク・・・漏水の実績があり、その対策がとられていない箇所。 Bランク・・・漏水の実績があり、その対策が暫定的にとられている箇所。また、かつて破堤した箇所等、漏水の発生する可能性がある箇所等で、所要の対策がとられていない箇所。	新堤防・破堤後・旧川跡 要 注 意・・・新規に施工された堤防で、築造後三年に満たない箇所。また破堤実績がある箇所や旧川跡。
	陸 間 要 注 意・・・陸間が設置されている箇所。

2. 平成30年度手取川重要水防区域合同パトロール実施ルート図



2. 平成30年度梯川重要水防区域合同パトロール実施ルート図

